

平成 22 年 4 月 15 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2010

課題番号：19530284

研究課題名（和文） 市場規律とプルーデンシャル規制を併用した金融システムの再設計

研究課題名（英文） Redesign of financial system using market discipline and prudential regulation

研究代表者

前多 康男（MAEDA YASUO）

慶應義塾大学・経済学部・教授

研究者番号：60229317

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学，財政学・金融論

キーワード：金融論

1. 研究計画の概要

金融業のコングロマリット化とともに金融技術の発展も進み、銀行の保有している資産のリスクを適切に判断することがますます困難になってきている現状を踏まえて、劣後債保有者による市場規律により監督行政を補完する意味はより重要になってきている。欧米では、劣後債による規律付けに関する分析が積み上がっているのに対して我が国においては、そのような分析は十分に行われておらず、本研究では、我が国において金融機関に対してどのような規律付けが現状で効いているかをまず明らかにする。そこで明らかになった規律付けのメカニズムを踏まえて、監督行政の在り方も踏まえた金融システムの設計問題に取り組む。

2. 研究の進捗状況

金融機関に対して市場規律を働かせることができる経済主体は当該金融機関の債権者であり、具体的には預金者と債券保有者である。この2つの経済主体の内でも情報生産の優位性と言う観点から債券保有者から

の規律付けに期待が持たれており、特に劣後債の保有者による規律付けが最も効果的であるとされている。一昨年度は、このような観点も含めて市場規律の基本的な考え方をまとめ、劣後債による規律付けに関する既存文献の整理を行なった。欧米においても我が国においても、劣後債による規律付けが効いている結果が出ている。また、預金者による規律付けに関する考察も行なった。預金者は、情報弱者であると言われているが、欧米の実証分析によると、預金者も銀行の財務内容に適切に反応していることが明らかになってきている。一昨年度のこのような結果に対応して、昨年度は理論的な部分のモデル構築を行なった。本年度は、昨年度に構築した理論モデルを拡張し、劣後債のプレミアムの変化を説明するモデルの構築を目指す。

3. 現在までの達成度

おおむね順調に進展している。

4. 今後の研究の推進方策

昨年度に構築した理論モデルを拡張し、劣後債のプレミアムの変化を説明するモデルの構築を目指す。

5. 代表的な研究成果
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

1. 前多康男「わが国の金融市場における市場規律活用の可能性について」金融研究，第28巻(2009)23-46

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕